



お知らせ

町の奨学生募集

町では、経済的な理由で修学することが困難な方に無利子で奨学資金の貸付けをしています。

奨学資金には、在学中に貸し付ける修学資金と入学時に貸し付ける入学支度資金の2種類があります。

【修学資金】

- ▼貸付額(月額)
 - ・高校 1万円以内
 - ・高専 1万5千円以内
 - ・大学 2万円以内
- ▼貸付期間 平成30年4月

家屋を解体したら「滅失届」を!

固定資産税の課税対象となつている「家屋」を取り壊した際には年内に「家屋滅失届」の提出をお願いします。

なお、法務局へ滅失登記が完了している場合には、「滅失届」の提出は不要です。

☎ 税務課課税係
585・2779

除雪作業に関するお願い

町では例年、冬期間の通勤・通学、生活道路の確保のため、町内土木業者の協力により、降雪量の多い時には、早朝より除雪作業を行っています。

幹線道路を優先しつつ、町内全域にわたり町民のみなさんの足の確保に努めています。

【効果的な除雪のために】

- ▼路上駐車は除雪作業の妨げとなります。緊急時にも

から最短修学期間

- ▼貸付方法 原則毎月10日に振込み(10日が金融機関の休業日の場合はその前日)
- ▼返還方法 卒業後6カ月後から10年以内に返還。無利子
- 【入学支度資金】
 - ・高校 15万円以内
 - ・大学 25万円以内
- ▼貸付方法 合格状況を確認後、一括振込み
- ▼返還方法 最短修学期間内に返還。無利子
- ▼募集人員 どちらの資金も若干名

【申込方法】

- ▼提出書類 ①奨学生願書(本人記入) ②奨学生推薦調書(学校記入) ③平成29年度(28年分)奨学資金申請所得証明(世帯全員分記載)
- ▼申込受付期間 1月4日(日)から12日(金)まで(ただし、土・日・祝日を除く)
- ▼申込先 学校教育課(県北中学校在学中の方は、中学校へ申込みください)
- ▼その他 申込書類は学校教育課、県北中学校にあり

ますので、事前に受取りください。

☎ 学校教育課学校教育係
585・2892

事業用資産をお持ちの方は償却資産申告が必要です

町内で会社、商店、農業、不動産などの事業を行っている方(法人及び個人)で、事業用資産(償却資産)をお持ちの方は、毎年1月1日現在所有している償却資産について、申告していただく必要があります。

前年に申告された方、または申告の必要があると思われる方については、12月8日に申告のお知らせを送りました。同封の書類を確認のうえ、期限までに申告書を提出してください。

なお、申告の案内がない方も償却資産を所有し、申告が必要と思われる方は、税務課課税係に連絡ください。

- ▼提出期限 1月31日(日)
- ☎ 税務課課税係(提出先)
585・2779

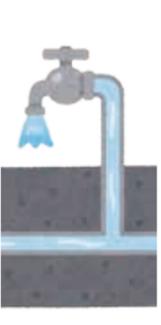


水道管の水漏れ発見にご協力ください

町では、毎年専門業者に委託して漏水調査を実施し、漏水の発見・調査に努めています。引き続き貴重な水を無駄にしないため

支障となりますので、路上駐車をしないようご協力ください。また、歩行者や車の走行の妨げになるため、雪を道路に出すことはおやめください。

- ▼除雪作業で宅地の出入口などに寄せられた雪は、それぞれ片付けくださるようお願いいたします。多くの方が通行する幹線道路を優先させ、すべての道路を除雪できないこともありますので、ご理解ご協力をお願いします。
- ☎ 建設課管理係
585・2972



宅地内漏水による水道使用料金の軽減

道路下の配水管から各家庭につながっている宅地内の給水装置(給水管、止水栓、蛇口など)は個人財産です。使用者または所有者が維持管理を行うことが原則となります。

宅地内で漏水の疑いがある場合、また水道使用量が前回と比較して大幅に増加している場合は、漏水の確認および修理を行ってください。

には、町民のみなさまの協力が不可欠です。

もし、道路上などで原因不明の水が流れているなど漏水の疑いのある場所を発見したら、上下水道課へ連絡をお願いします。

- ☎ 上下水道課水道係
585・2997
- ☎ 090・2796・5300(夜間休日)

確認および修理の方法

①水道を使用しない状態で、メーターが回っているかどうか確認してください。水道メーターの指針の下に、パイロット(シルバースの丸いもの)があります。状態ですが動いていれば漏水と思われる。②漏水の場合は、至急町指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。修理代は自己負担となります。

▼水道使用料の軽減 漏水の状況により、修繕完了後、水道使用料が軽減となる場合があります。



合があります。申請については、お早めに上下水道課へ問い合わせください。

☎ 上下水道課水道係
585・2997

農業委員会からのお知らせ

12月の農業委員会定例総会は次のとおりです。傍聴においでください。

- ◆日時 12月14日(日) 午後1時30分から
- ◆場所 国見町役場 2階 大会議室

◆問い合わせ 農業委員会事務局
☎ 585-2890

年末の大掃除は計画的に

今年も残すところあとわずかとなりました。年末の大掃除の準備は進んでいますか？

年末年始はごみ収集が休みとなりますので、計画的にごみ出しを行い、スッキリとして新年を迎えましょう。

町による収集

- 年 末 12月29日(金)まで
- 年 始 1月4日(日)から
- 粗大ごみ 12月20日(日) (年内最終) 1月10日(日)

※粗大ごみを出す際は、収集日の前日(平日の午前8時30分から午後5時15分)までに、品目と数量、ごみ置き場の番号を住民生活課へ連絡ください。



ごみ出しルールとマナーを守りましょう。

収集日・分別区分を守り、ごみを出してください。

伊達地方衛生処理組合清掃センターへ直接搬入する場合

- 年 末 12月30日(日)まで
- 年 始 1月4日(日)から
- 受付時間 午前8時40分から午前11時40分 午後1時から午後4時
- ※12月30日のみ午後3時まで

☎ 住民生活課住民防災係 585-2116